

和歌山駅まち空間活性化事業に係る合意形成  
支援業務に係るプロポーザル実施要領

和歌山市 都市建設局 都市計画部 都市再生課

# 和歌山駅まち空間活性化事業に係る合意形成支援業務に係るプロポーザル実施要領

公表日：令和7年7月11日

(2025年)

## 1. 契約概要

- (1) 業務名称：和歌山駅まち空間活性化事業に係る合意形成支援業務
- (2) 目的：本業務は、和歌山駅まち空間活性化会議（和歌山県・和歌山市・西日本旅客鉄道株式会社・有識者）において作成した「和歌山駅まち空間活性化基本構想（以下、「基本構想」とする。）」（令和7年7月策定）に基づき、和歌山駅まち空間活性化を推進するため、関係者と事業の意義や連携の必要性を共有、検討することで、合意形成を促進することを目的とする。
- (3) 業務内容：別紙「和歌山駅まち空間活性化事業に係る合意形成支援業務特記仕様書」のとおり
- (4) 業務期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

## 2. 見積限度額（予定価格）

¥13,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額 ¥1,181,818円）

## 3. 日程

次のとおり予定している。

公表	令和7年7月11日（金）	
参加資格確認申請書受付	令和7年7月22日（火）	17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和7年7月25日（金）	（予定）
質問の受付（公表から随時）	令和7年7月30日（水）	17時15分まで
質問の回答（質問受付から随時）	令和7年8月6日（水）	17時15分まで
企画提案書の受付	令和7年8月19日（火）	17時15分まで
企画提案評価（プレゼンテーション）	令和7年8月26日（火）	（予定）
評価結果通知	令和7年8月28日（木）	（予定）
契約締結	令和7年9月1日（月）	（予定）

## 4. 参加資格

公表日において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であり、なおかつ、その代表者についても同様に完納している者（滞納していない者）であること。
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品

等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）又は、和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) プレゼンテーション等の実施日以前3か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられた者は除く。）。
- (6) 平成22年度以降に、次のいずれかが発注した業務（駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）策定や設計を含むもの）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。ただし、複数の者で構成し参加する場合は、少なくとも1者が当該実績を有していればよいものとする。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等

- (7) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者（駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）策定や設計業務の経験を有すること）を配置できること。ただし、複数の者で構成し参加する場合は、少なくとも1者が当該技術者を配置できれば良いものとする。

ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録をしている技術管理者

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を都市計画及び地方計画とするもの

ウ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を都市計画及び地方計画とするもの

エ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を都市計画及び地方計画とするもの

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士

- (8) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者又はこれらの者と同等の能力と経験を有する技術者と直接的な雇用関係にあり、照査技術者（駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）策定や設計業務の経験を有すること）として配置できること。ただし、複数の者で構

- 成し参加する場合は、少なくとも1者が当該技術者を配置できれば良いものとする。なお、照査技術者は、4. 参加資格（7）に規定する管理技術者を兼ねることはできない。
- ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録をしている技術管理者
  - イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を都市計画及び地方計画とするもの
  - ウ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を都市計画及び地方計画とするもの
  - エ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRC CMの資格を有する者で、専門技術部門を都市計画及び地方計画とするもの
  - オ 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士
- (9) 駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）策定や設計業務の経験を有する技術者と直接的な雇用関係にあり、担当技術者として配置できること。ただし、複数の者で構成し参加する場合は、少なくとも1者が当該技術者を配置できれば良いものとする。なお、担当技術者は、4. 参加資格（7）に規定する管理技術者、（8）に規定する照査技術者を兼ねることはできない。

## 5. プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 4. 参加資格（2）に示す確認資料

#### ① 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、「和歌山市税に係る納税（完納）証明書」を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が付加徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

#### ② 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 委任状及び使用印鑑届出書（様式3）

エ 代表事業者及び構成員届出書兼委任状（様式4）

なお、複数の者で構成し参加する場合に限り、提出すること。

オ 4. 参加資格（6）に示す確認資料

#### ① 規定する業務に係る契約を適正にその履行を完了した実績を有することを証する書類

業務履行実績調書（様式5）に記載し、契約に係る契約書の写し、仕様書等の写し等を提出すること。なお、複数の実績を有する場合はすべて提出すること

カ 4. 参加資格（7）及び（8）に示す確認資料

- ① 規定する経験及び能力を有することを証する書類及び直接的に雇用していることを証する書類

配置予定技術者調書（様式7）に記載し、契約に係る契約書の写し、管理技術者通知書等の写し、健康保険証の写し等を提出すること。

キ 業務実施体制（様式6）

ク 会社概要調書（様式8）

ケ 役員等調書及び照会承諾書（様式9）

なお、イ、ウ及びケについては、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定により競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、提出しなくてよい。

(2) 提出期限

令和7年7月22日（火）17時15分まで（必着）

(3) 提出先

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 本庁舎9階

都市建設局 都市計画部 都市再生課

Tel：073-435-1048 Fax：073-435-1117

E-mail：toshisaisei@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く8時30分から17時15分まで。

郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

6. プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。なお、参加資格を有しないと判断した場合も、結果を送付する。

(1) 送付予定日

令和7年7月25日（金）

(2) 企画提案者の選定

プロポーザル参加資格確認申請書の提出者のうち、参加する資格を有する者が6者以上の場合は次の配点表により審査を行い、上位5者を選定する。5者以下の場合はすべての者を選定し、企画提案書等の提出を求めるものとする。

なお、評価結果が同一となった場合は配置予定技術者の経験及び能力の評価で選定する。

評価項目		配点		
大項目	詳細			
会社の	業務実績（4.（6）） 平成22年度以降に、地方公共団体等が発注した駅又はその周辺の	3件以上	2件	1件
		10	4	2

技術力		再整備に係る基本構想（計画）策定や設計業務の実績			
		<u>受賞歴</u> 平成22年度以降に、地方公共団体等が発注した駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）や設計業務、またはそれらに伴う工事に係る受賞歴	2件以上	1件	なし
			8	3	0
		<u>所在地</u> 和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）もしくは支社や支店等を有しているか	本社等	支社等	なし
			3	2	0
		<u>技術者（有資格者）数</u> 会社概要報告書に記載されている技術者（有資格者）※の人数	20名以上	10名以上	3名以上
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	<u>業務実績（4.（6））</u> 平成22年度以降に、地方公共団体等が発注した駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）策定や設計業務の実績	3件以上	2件	1件
			10	4	2
		<u>資格</u> いずれかの資格※を有するか	技術士+他資格	技術士のみ	技術士以外
			8	3	0
	照査技術者	<u>業務実績（4.（6））</u> 平成22年度以降に、地方公共団体等が発注した駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）策定や設計業務の実績	3件以上	2件	1件
			10	4	2
		<u>資格</u> いずれかの資格※を有するか	技術士+他資格	技術士のみ	技術士以外
			8	3	0
	担当技術者 ※複数人配置する場合は最上位の者を評価対象とする	<u>業務実績（4.（6））</u> 平成22年度以降に、地方公共団体等が発注した駅又はその周辺の再整備に係る基本構想（計画）策定や設計業務の実績	3件以上	2件	1件
			10	4	2
		<u>資格</u> いずれかの資格※を有するか	技術士+他資格	技術士のみ	技術士以外
			8	3	0

※ 技術者（有資格者）とは次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

- ① 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録をしている技術管理者
- ② 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を都市及び地方計画とするもの
- ③ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を都市及び地方計画とするもの
- ④ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を都市計画及び地方計画とするもの
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士

## 7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出すること。

### (1) 質問方法

電子メールもしくは質問書（様式10）を持参又は郵送で提出すること。

なお、電子メールの場合は件名を「プロポーザル質問書」とし、質問書（様式10）を添付すること。送信後、電話にてメールの着信の確認を行うこと。

### (2) 提出期限

令和7年7月30日（水）17時15分（必着）

### (3) 提出先

5.（3）に同じ。

### (4) 回答方法

令和7年8月6日（水）17時15分までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにしたうえで、質問及び回答を掲載（公開）する。

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（A4判、左綴じ、表紙を含まず両面8ページ以内）

- ① 任意様式とする。ただし、次の項目については必ず記載すること。

- ・仕様書に掲げる内容
- ・業務の実施方針

- ② 仕様書に記載の業務内容に修正すべき事項がある場合はその理由を記載したうえで、修正すること。

- ③ 仕様書に記載の業務内容以外に実施すべき業務項目があると考えた場合はその詳細な内容を記載すること。

イ 実施体系図（A4判、両面2ページ以内）

ウ 業務フロー図及び実施スケジュール（A4判、両面2ページ以内）

エ 参考見積書

- ① 任意様式とする。
- ② 積算内訳を明示すること。
- ③ 業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。
- ④ 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。
- ⑤ 企画提案書にて、仕様書に掲げる内容以外での提案を追加で行う場合、追加事項についても見積金額に反映させること。

オ 企画提案書の概要版（A4判、両面2ページ以内）

受託候補者として特定された場合、企画提案書は公表の対象となるため、概要版を作成し提出すること

- ① 任意様式とする。

(2) 提出部数等

正本1部及び副本10部（副本は写し可）とし、提出書類データを保存した電子記録媒体も提出すること。（データ保存形式：Word、Excel、PowerPoint、PDF）

(3) 提出期限

令和7年8月19日（火）17時15分

(4) 提出先

5.（3）に同じ。

(5) 提出方法

5.（4）に同じ。ただし、提出書類データのみは電子メールも可とする。

(6) 注意事項

ア フォントサイズは11ポイント以上とする。

イ 企画提案書等の提出は、1事業者につき1提案とし、複数の提案を行うことは認めない。

ウ 正本の場合は事業者名を記載しても良いが、副本の場合は記載しないこと。また、電子データには事業者名を記載しないこと。

## 9. 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

企画提案者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、次の10. 評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出されたすべての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時等

ア 実施内容

企画提案書等の説明に15分以内、質疑応答20分程度とする。

イ 開催日時

令和7年8月26日（火）（予定）

確定した日時及び場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

ウ 説明者

3名以内とする。

エ その他

プロジェクター、スクリーン、モニターケーブルについては準備するが、その他パソコン、レーザーポインター等必要なものについては企画提案者において準備し持ち込むこと。また、プレゼンテーションの際は、提案者を特定できるような事業者名等を述べないこと。

(3) 評価結果の通知

評価結果はプロポーザル評価結果通知書（令和7年8月28日（木）送付予定）により通知する。

10. 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、200/400点（5割）を最低基準とする。

	評価項目		配点
	大項目	小項目	
提案内容 評価 220点	実施体制	会社の業務実績、実施体制 会社の受賞歴（業務実績に係るもの） 会社の所在地 管理技術者の業務実績、能力 照査技術者の業務実績、能力 担当技術者の業務実績、能力	30点
	提案内容の的確性	実施手順、スケジュール 多面的な視点からの検討 駅まち空間の活性化につながる将来的な展開を見越した内容 駅まち空間活性化により発現する様々な効果を的確に整理する内容	90点
	独創性、実現性、妥当性	整備方針の検討・提案 事業手法の検討・提案 事業効果の項目検討・提案 業務工程の実現性	80点
	提案資料調製力	仕様の満足性 理解しやすい資料作成の工夫 新たな、高度な知識と経験、企画力等の提案	20点
価格評価 120点	見積金額	各項目の見積金額に対する妥当性 全体の見積金額の妥当性	120点
プレゼンテーション等	プレゼンテーション等の内容	取り組み姿勢、説得力、協調性、的確性	60点

60点			
-----	--	--	--

※評価結果の最も高い者が2者となった場合は、独創性、実現性、妥当性の項目の点数が高い者を受託候補者として特定する。

### 1 1. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコストが、見積限度額（予定価格）を超過したもの

### 1 2. 契約に関する事項

- (1) 前払い制度  
適用する。ただし、契約金額の10分の3以内とする。
- (2) 部分払い制度  
適用する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号に該当するときは、免除とする。
- (4) 契約書作成の要否  
必要である。

### 1 3. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用することができるものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (6) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された受託候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとする。

- (7) 受託候補者特定後、和歌山市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に若干の変更が発生する場合がある。
- (8) 協議等により交渉が不調に終わった際は、次点の者と交渉する場合がある。
- (9) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。
- (10) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (11) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (13) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (14) この要領に定めるもののほか、本業務の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の規則等の定めるところによる。
- (15) その他必要な事項については、本市と受託候補者が別途協議のうえ定める。